

議案第 5 1 号

東京都板橋区印鑑条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和 7 年 6 月 5 日

提出者 東京都板橋区長 坂 本 健

東京都板橋区印鑑条例の一部を改正する条例
東京都板橋区印鑑条例（昭和 5 0 年板橋区条例第 2 4 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項中「国民健康保険の被保険者証その他」を削る。

付 則

この条例は、令和 7 年 1 0 月 1 日から施行する。

（提案理由）

国民健康保険の被保険者証の廃止に伴い、同被保険者証に係る規定を削る必要がある。